

## 10 月は不正軽油撲滅強化月間です

○軽油引取税（１リットル当たり 32.1 円）は、軽油の引取り（購入など）に対して課税される県の税金です。

### ○不正軽油は使わない！

軽油引取税の課税を免れるため、灯油や重油を軽油に混ぜるなどの方法で、不正に製造された軽油のことを「不正軽油」といいます。

事前に県税事務所長の承認を得ないで、不正軽油を自動車の燃料として販売し、または消費した場合、税の公平性を図るため、軽油引取税が課税されるほか、不正軽油であることを知りながら、購入・販売、運搬した場合などは、罰則が適用されますので、悪質な勧誘にご注意ください。

また、不正軽油を正当な軽油のように装って販売・消費する脱税事件が全国で摘発されています。軽油引取税の不正を防止するため、県では、道路でのディーゼル車の燃料抜取調査や各事業所への訪問調査を実施していますので、調査にご協力をお願いします。

### ○罰則について

事業に関する帳簿書類その他の物件の検査や試料の採取を拒み、妨げ又は忌避した場合や、不正な軽油の製造、購入、販売、運搬に関与した場合などは、以下の罰則が適用されます。

| 行 為                                                                                   | 罰 則                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 帳簿書類等の検査拒否等<br>【地方税法第 144 条の 12】                                                      | 1 年以下の拘禁刑、50 万円以下の罰金                                            |
| 県税事務所長の承認を受けないで行う不正軽油の製造<br>【地方税法第 144 条の 33 第 1 項】                                   | 10 年以下の拘禁刑、1,000 万円以下の罰金<br>法人には 3 億円以下の罰金                      |
| 不正軽油の製造に使われることを知って行う資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品の提供又は運搬<br>【地方税法第 144 条の 33 第 2 項】 | 7 年以下の拘禁刑、700 万円以下の罰金<br>法人には 2 億円以下の罰金                         |
| 不正軽油と知って行う運搬、保管、取得又は処分の媒介若しくはあっせん<br>【地方税法第 144 条の 33 第 3 項】                          | 3 年以下の拘禁刑、300 万円以下の罰金<br>法人には 1 億円以下の罰金                         |
| 軽油引取税の脱税<br>【地方税法第 144 条の 41】                                                         | 10 年以下の拘禁刑、1,000 万円以下の罰金<br>脱税額が 1,000 万円を超える場合は、脱税額に相当する額以下の罰金 |

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

【県税・市町村税ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/top.html>】